

年 組

保護者 様

群馬県立太田高等学校

校 長 渡辺 昭彦

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より
約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。

	病 名	出席停止の期間
第 1 種	☐ エボラ出血熱	治癒するまで
	☐ クリミア・コンゴ出血熱	
	☐ 痘そう	
	☐ 南米出血熱	
	☐ ペスト	
	☐ マールブルグ病	
	☐ ラッサ熱	
	☐ 急性灰白髄炎	
	☐ ジフテリア	
	☐ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	☐ 中東呼吸器症候群 (病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る)	
第 2 種	☐ 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス であってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	☐ 新型コロナウイルス感染症・及び新感染症	
	☐ インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型コロナウイルス感染症を除く)	
	☐ 百日咳	
	☐ 麻疹(はしか)	
	☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
	☐ 風しん(三日ばしか)	
	☐ 水痘(水ぼうそう)	
	☐ 咽頭結膜熱(プール熱)	
第 3 種	☐ 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで
	☐ 結核	
	☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	
	☐ コレラ	
	☐ 細菌性赤痢	
第 3 種	☐ 腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	☐ 腸チフス	
	☐ パラチフス	
	☐ 流行性角結膜炎	
	☐ 急性出血性結膜炎	

令和7年4月1日現在

報 告 書

群馬県立太田高等学校長 様

令和 年 月 日 ~令和 年 月 日まで 出席停止

上記の者は、出席停止となっておりましたが、他への感染の恐れがなくなりましたので、登校可能と判断します。

医療機関名: 医師名

印